

第4章 危険物等災害対策計画

本計画は、町内において危険物等(石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質(放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質)をいう。以下同じ。)の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第1 危険物等の予防対策(各災害共通事項)

危険物等災害の発生を予防するために必要な施設の安全性の確保や災害応急・復興体制への備えを行う計画である。

1 危険物等関係施設の安全性の確保【町、防災関係機関、危険物取扱事業者】

(1) 保安体制の確立

危険物等の貯蔵・取扱いを行う者(以下、本編において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資すものとする。

町及び他の防災機関は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

消防機関及び警察は、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 保安教育の実施

町及び他の防災関係機関は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え【町、危険物取扱事業者】

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

町及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時から

その確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。また、町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

(2) 職員の活動体制の整備

町及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

町及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

町及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

町は、県と協力の上で、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

町及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難受入活動体制の整備

町は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、町民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

町及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、住民の訓練【町、防災関係機関】

町及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2 石油类等危険物施設の予防対策

石油类等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 施設の保全【石油类等危険物取扱事業者】

事業者は、消防法第12条（施設の維持管理義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

（1）地盤対策【西南広域消防本部】

西南広域消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。（2）

防災設備の強化（石油类等危険物取扱事業者）

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

（3）防災管理システムの強化【石油类等危険物取扱事業者】

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

3 保安体制の確立【西南広域消防本部、石油类等危険物取扱事業者】

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

西南広域消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

（1）高圧ガス等の保安検査、立入検査及び保安団体の自主保安活動の推進【県】

高圧ガス等の保安検査、立入検査及び保安団体の自主保安活動の推進は、県の事務として行う。

（2）火薬類搬送時の安全指示【県警察本部】

火薬類運搬の届出があった場合の積載方法の指示等は、県警察本部の事務として行う。

2 毒性ガス対策

（1）毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進【町、毒性ガス取扱事業者、住民】

町は、毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

町域内に事業所を置く事業者は、町が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

事業者は、被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

また、発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、町等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。

さらに、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

3 LPガスの予防対策

（1）消防機関の対策【西南広域消防本部】

消防機関は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報する。

（2）事業者の対策【ガス事業者】

前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

第4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化【県】

（1）登録施設に対する指導

毒劇物取扱登録施設の運営事業者に対する指導等は、県の事務として行う。

（2）登録外施設に対する指導

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対する指導等も、登録施設に準じて、県の事務として行う。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

（1）危害防止規程の整備【毒劇物取扱事業者】

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

1) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

2) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者② 設備等の点検・保守を行う者③ 事故時における関係機関への通報を行う者④ 事故時における応急措置を行う者 |
|---|

3) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

4) 3)に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

5) 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

6) 2)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等【放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律[昭和32年法律第167号]に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律[昭和32年法律第166号]に規定される核燃料物質の使用施設[原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。]及び放射性物質の運搬[原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。]】に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

1 保安体制の強化【放射線使用者】

放射線使用者(放射性物質等を取り扱う者)は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

2 維持管理指導の推進【国】

放射線使用者に対する維持管理の指導等は、国の事務として行う。

3 医療監視の実施【県】

医療監視及びそれに基づく指導は、県の事務として行う。

4 運搬時の安全確保【県警察本部】

放射性物質又はそれにより汚染された物の運搬の際の各種指示及び安全確保に関しては、県警本部の事務として行う。

第6 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県、町等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

1 原子力事業者等の措置【原子力事業者等】

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うに当たっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

【事故発生時の措置】

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) モニタリング実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県、町等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備する。

2 西南広域消防本部の措置【西南広域消防本部】

西南広域消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

3 県(警察機関等)の措置【県】

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行うものとする。

第2節 災害応急対策

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集・連絡体制に関して定めるものとする。

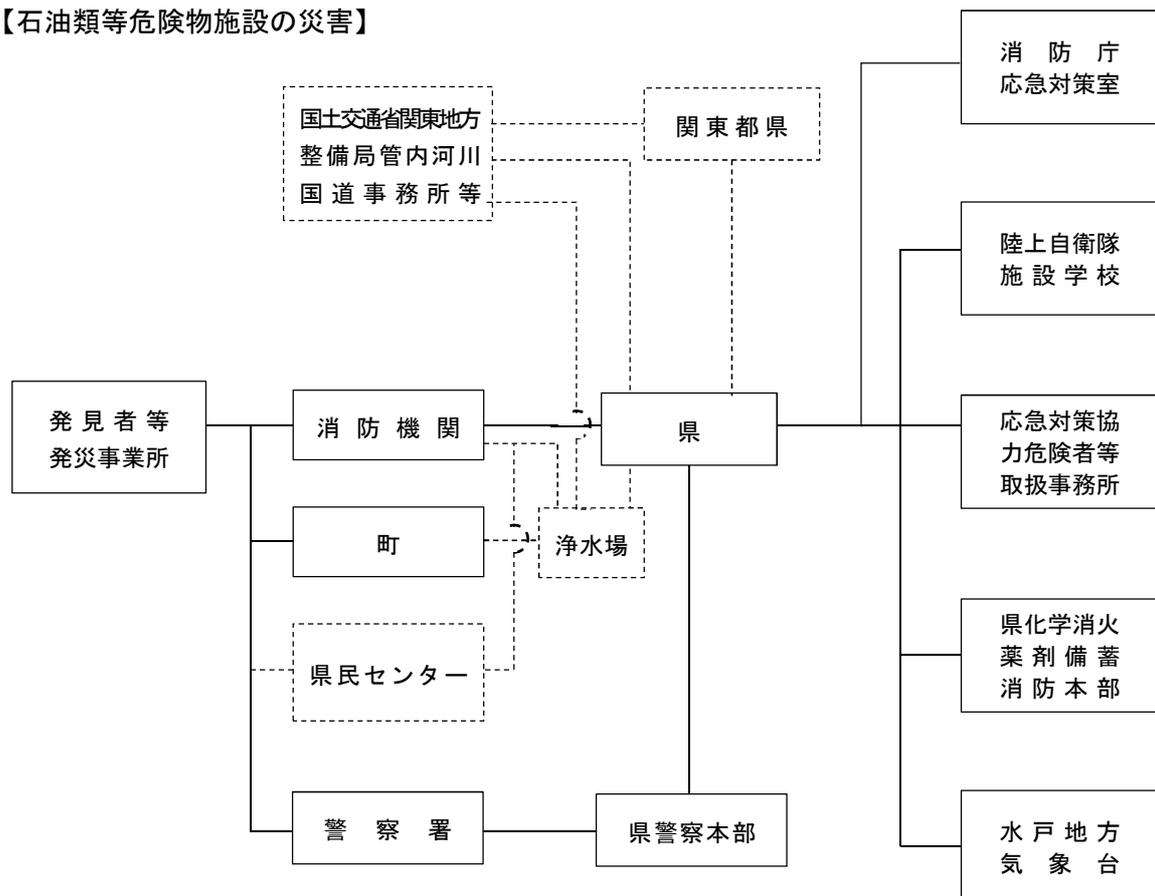
1 災害情報の収集・連絡【町】

町は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、県に報告するとともに関係機関に伝達する。

2 災害情報の収集・連絡系統【町、県、事業者】

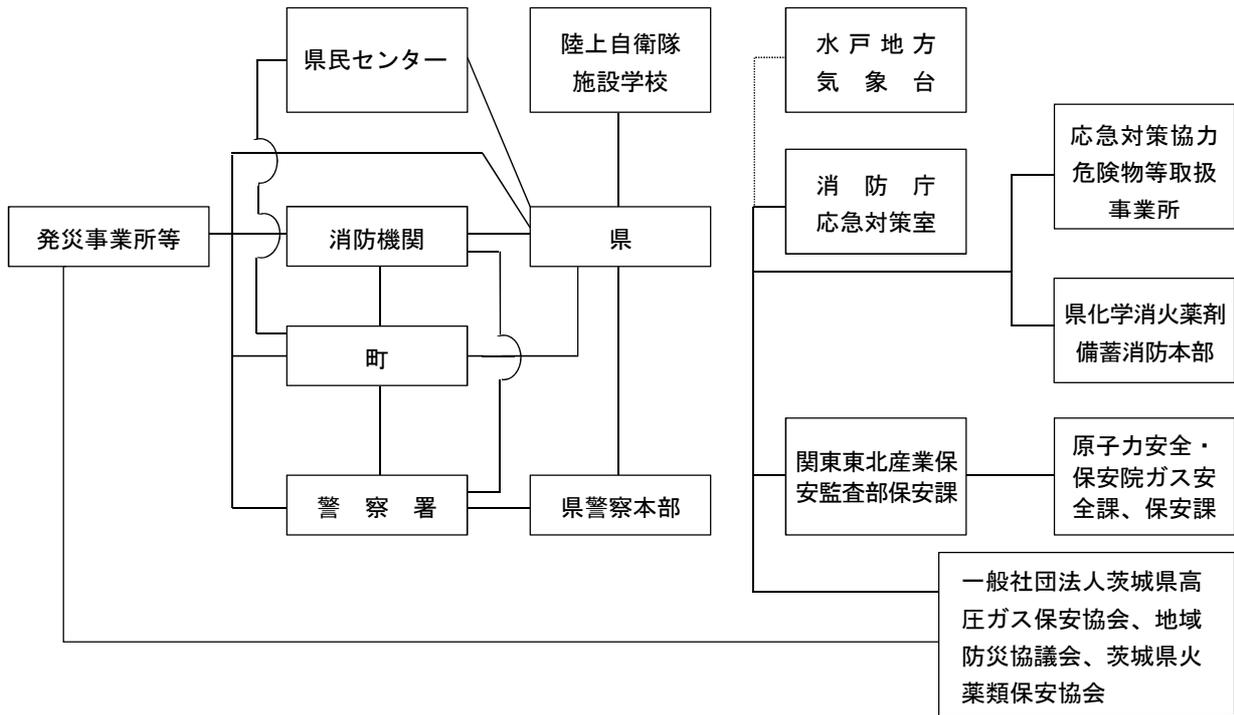
各災害の災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【石油类等危険物施設の災害】



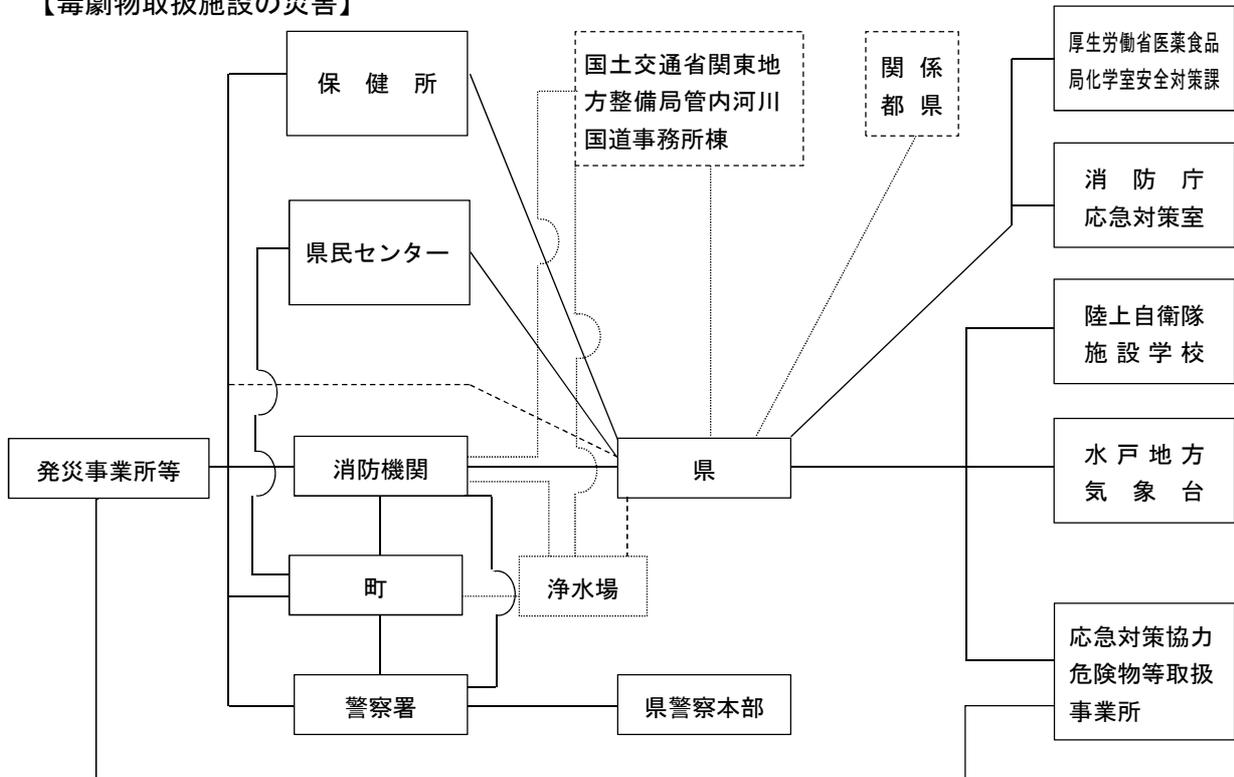
※----- 河川等漏洩時のみ

【高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害】



※ 毒性ガスの場合

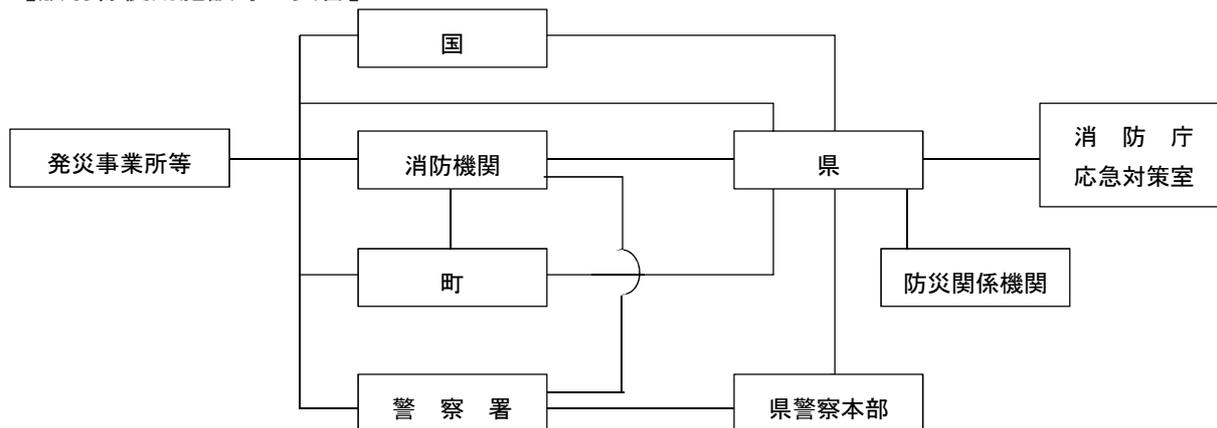
【毒劇物取扱施設の災害】



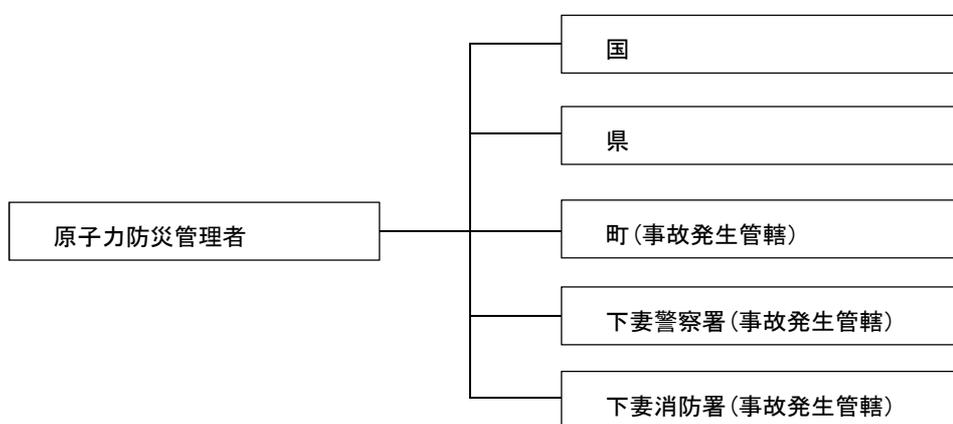
※ 毒劇物が河川等へ流入した場合

※ - - - - - 茨城県原子力安全協定に基づくもの

【放射線使用施設等の災害】



【核燃料物質等の事業所外運搬中の災害】



3 被害状況の収集・把握

(1) 町の措置【町】

町域内で被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 県の措置【県】

町等からの情報を収集するとともに、自らも被害情報の把握に努める。また、ヘリコプター等で目視、撮影、画像情報等の利用により被害規模の把握を行う。

4 災害情報の通報【町、警察官、発見者】

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報するものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また、町長は、県その他関係機関に通報するものとする。

5 町民等への情報提供【町】

町は、県等防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、町民等へ適切に提供するものとする。また、情報の伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

危険物災害が発生した場合の町等の活動体制を定め、災害時に的確な対応体制を確立する。

1 町の活動体制

（1）職員の動員配備体制の区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。

体制	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、漏洩物により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

（2）職員の動員配備体制の決定【町】

【警戒体制】

危険物等事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告に基づき、町長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

総務部長の報告に基づき町長が体制を決定する。

表 決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒及び非常体制	町長	副町長	総務部長

（3）職員の動員【町(各部)】

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」に準ずる。

（4）災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- ① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- ② 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合
- ③ その他町長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- ① 多数の死傷者が発生するおそれがなくなった場合
- ② 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がなくなった場合
- ③ その他町長が必要なしと認めた場合

【災害対策本部設置基準】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合② 大規模な火災が発生した場合③ 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合④ その他町長が必要と認めた場合 |
|--|

【災害対策本部廃止基準】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 危険物等事故災害応急対策を概ね完了した場合② その他町長が必要なしと認めた場合 |
|--|

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等【町】

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第2「組織計画」を準用する。

2 県の活動体制【県】

危険物等災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 事業者の活動体制【危険物取扱事業者】

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

石油类等危険物施設において災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時における的確な対応体制を確立する。

1 危険物火災等の応急対策

(1) 防災関係機関の対策【町、西南広域消防本部】

発災事業所は、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

西南広域消防本部及び発火事業所の自衛消防組織は、直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

町及び西南広域消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

なお、西南広域消防本部は、町及び発火事業所のみでは十分な応急対策が困難であると判断した場合は、県に対して応援を要請する。県は、町ないし西南広域消防本部からの要請があった場合、若しくは自ら必要と判断した場合は、県内6消防本部に備蓄する泡消火薬剤を発災地点の消防機関等に緊急支援する。

(2) 警察の対策【県警察本部、下妻警察署】

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

1) 発災者の措置【非水溶性危険物取扱事業者】

石油类等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収に当たっては消防機関等の指示に従うものとする。

2) 西南広域消防本部の措置【西南広域消防本部】

西南広域消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

3) 県警察本部の措置【県警察本部】

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

4) 県（生活環境部）【県】

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図るものとする。危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達をあっせんするとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物処理法に基づく適正な処理の指示、監督を行うものとする。

5) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者の措置【町、河川管理者、水路管理者】

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、町等防災関係機関に協力要請するものとする。

5) 町の措置【町】

町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び町民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管に当たっては、地域の生活環境の保全及び町民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとる。

1) 発災者の措置【水溶性危険物取扱事業者】

排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収に当たっては、消防機関等の指示に従うものとする。

2) 西南広域消防本部の措置【西南広域消防本部】

西南広域消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

3) 県警察本部の措置【県警察本部】

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者の措置【町、河川管理者、水路管理者】

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、町等防災関係機関に協力を要請するものとする。

5) 県（生活環境部）【県】

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達をあっせんするとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行うものとする。また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたるものとする。公害技術センターは水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するものとする。

6) 町の措置【町】

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び町民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。

なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び町民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 浄水の安全確保

(1) 町及び西南広域消防本部の措置【町、西南広域消防本部】

町及び西南広域消防本部は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

(2) 水道事業所の措置【町(水道事業所)】

浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

高圧ガス、火薬類の事故災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時における的確な対応体制を確立する。

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 事業者の措置【高圧ガス取扱事業者、火薬取扱事業者】

- 事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。
- 自らの防御措置の実施が不可能な場合は、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

(2) 西南広域消防本部の措置【西南広域消防本部】

- 高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。
- 火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

(3) 県警察本部の措置【県警察本部】

- 被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

(4) 町及び西南広域消防本部の措置【町、西南広域消防本部】

- 必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

(5) その他機関の措置【県、自衛隊、保安協会】

- 県は、町及び消防署等防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あっせん、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行うものとする。また、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行うものとする。
- 自衛隊は、県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報の提供や専門家を派遣するものとする。また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置するものとする。
- 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会は、協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。その際は防災関係機関と連絡を密にしあたるものとする。

2 毒性ガス応急対策

(1) 事業者の措置【毒性ガス取扱事業者】

事業者は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、毒劇物に該当するもの場合は、保健所にも同様の措置を行う。

また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 町及び西南広域消防本部の措置【町、西南広域消防本部】

○町及び西南広域消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、迅速に町民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下し、適切に避難誘導を行うものとする。

○西南広域消防本部は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。また、町民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた町民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

(3) 県警察本部の措置【県警察本部】

○県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

(4) その他関係機関の措置【県、保安協会、地域防災協議会】

○県は、有毒ガスの性状や応急措置等の情報を関係機関に伝えるとともに、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を町等関係機関に随時提供するものとする。また、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請するものとする。神経性ガス等猛毒のガスの漏洩については、避難対策、漏洩ガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請するものとする。

○一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会は、発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力するものとする。

3 LPガスの応急対策

(1) 事業者の措置【LPガス事業者】

事業者は、直ちに、ガス装置の応急点検を実施するとともに、119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力するものとする。

火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

(2) 西南広域消防本部の措置【西南広域消防本部】

西南広域消防本部は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

(3) 町の措置【町】

町は、西南広域消防本部とともに、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域(又は警戒区域)の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

(4) 県警察本部の措置【県警察本部】

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

毒劇物多量取扱施設において災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時における的確な対応体制を確立する。

1 漏洩事故

(1) 事業者の措置【毒劇物多量取扱事業者】

事業者は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関（119番）、警察署（110番）、保健所に通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所から風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。

(2) 町及び西南広域消防本部の措置【町、西南広域消防本部】

町及び西南広域消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、町民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域町民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

(3) 県警察本部の措置【県警察本部】

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者の措置【町、河川管理者、水路管理者】

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

(5) 県の措置【県、水戸地方气象台】

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行うものとする。国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供するものとする。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を町等関係機関に迅速に提供するものとする。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請するものとする。

(6) 県（生活環境部、保健福祉部）【県】

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行うものとする。国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供するものとする。また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市町村等関係機関に迅速に提供するものとする。必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請するものとする。

(7) 応急対策協力事業所の措置【応急対策協力事業所】

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力するものとする。

2 浄水の安全確保【町(水道事業所)】

水道事業所は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、第3の3「浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等において災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時における的確な対応体制を確立する。

1 放射線使用施設等の事業者の措置【放射線使用施設等事業者】

放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、町及び警察機関に事態を通報する。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要性が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者(受けたおそれがある者を含む。)を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。また、消防機関等の消火活動等を実施するに当たって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

2 西南広域消防本部の措置【西南広域消防本部】

西南広域消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火に当たっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。なお、応急対策活動の実施に当たっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

3 町の措置【町】

町は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

4 県警察本部の措置【県警察本部】

被災者状況等被害情報の収集を行い、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施するものとする。

5 国及び県の措置【県、国】

国は、放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめとする防災機関

に協力するものとする。

県は、放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行うものとする。

また、環境への影響等の把握に努めるものとする。

第7 核燃料物質等の事業所以外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び町は連携して、応急対策を実施する。

1 原子力事業者等の措置【原子力事業者】

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、町、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

2 町及び西南広域消防本部の措置【町、西南広域消防本部】

町及び西南広域消防本部は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県(生活環境部原子力安全対策課)に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

3 県警察本部及び警察署の措置【県警察本部、下妻警察署】

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行うものとする。

4 国及び県の措置【県、国】

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の町民避難の指示など必要な措置を講ずるものとする。

第8 避難誘導対策

各危険物等災害に共通する避難誘導対策は以下のとおりとする。

1 町、西南広域消防本部、県警察本部の措置【町、下妻警察署、県警察本部】

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

2 県の措置【県】

国や協力事業所から危険物等の応急措置情報を迅速に収集し、また、気象情報、大気情報を収集し、消防機関、町、警察に避難誘導のための情報を提供し、支援するものとする。

第9 捜索・救出・救助対策

各危険物等災害に共通する捜索・救出・救助対策は以下のとおりとする。

1 消防署及び警察署の措置【西南広域消防本部、下妻警察署】

西南広域消防本部は、警察と相互に連携の上で被災者に対して捜索・救出・救助を行う。

2 県の措置【県】

必要に応じて、ヘリコプターによる空中からの捜索・救出・救助を行う。

第10 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策は、以下のとおりとする。

1 自衛隊の災害派遣要請【町、県、自衛隊】

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」に準じて要請する。

2 応援要請【町】

第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第1「他の地方公共団体等に対する応援要請」を準用する。

第11 医療救護対策【町、医療関連機関等】

医療救護対策は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第5「応急医療救護」に準じて実施する。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第5節 被災者生活支援 第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施する。

第12 緊急輸送の確保【町、道路管理者】

緊急輸送の場合、町をはじめとする関係各機関は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、町は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を警察に対して要請するものとする。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第13 放射線量等の測定体制の整備【県、町】

1 町民等の外部被ばく

町民や他県からの避難者の外部被ばく程度を確認するため、避難所等において外部被ばくの簡易測定を実施するように県等に要請する。

2 校庭等における空間放射線の測定

町民の日常生活に密着する場所での空間放射線量の測定を県、関係機関等と連携し実施する。

3 飲料水や農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

飲料水や農畜水産物の安全性の確保と風評被害を防ぐため、飲料水や農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を県、関係機関等と連携し実施する。

4 下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

浄水発生土や下水道汚泥等に含まれる放射性物質の測定の実施を県等に要請する。